

安全報告書（2025年度）

（船舶部門）

1. お客様はじめ地域の皆様へ

日頃より、当社の船舶事業に対して、ご利用並びにご理解を戴き誠に有難うございます。

当社は、常に安全確保を第一に掲げ、法令遵守のもとに安全輸送及びサービスの向上に努めておりますが、この報告書は、海上運送法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について公表するものです。

今後も、安全で安心できる船舶事業を目指してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

島 原 鉄 道 株 式 会 社
代表取締役社長 永 井 和 久

1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え

■ 安全基本方針

当社の経営理念の第一は、安全輸送の確保です。『安全基本方針』を次のように掲げ、社長以下全従業員に周知し徹底を図っています。

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- ④ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を取る。
- ⑤ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

2. 安全重点施策の内容

■ 安全目標（２０２４年度）

ヒューマンエラーゼロを掲げ、事故や労働災害等の防止に全力で取り組む

■ 安全重点施策（２０２４年度）

- １．海難事故ゼロ
- ２．車両事故等のトラブルゼロ
- ３．労働災害ゼロ
- ４．万一の事故・災害に備える

■ 目標達成の具体的な取り組み

- （１）陸上との連携を密にし、気象・海象等の予報収集・把握に努める
- （２）運航中止基準に則り、早めの判断を心掛ける
- （３）航法に沿った運航の確実な実施、関係法令の習熟度向上
- （４）発航前点検、機関整備、各種安全点検等の適切な実施
- （５）過去の事故事例等を活用し、再発防止に努める
- （６）作業基準を遵守し、適切な誘導、車両の固定を行う
- （７）基本動作を励行する
- （８）気づき、ヒヤリ・ハット情報を活用し、事故防止に努める
- （９）機器類の日常・月次・法令点検実施による不良個所の早期発見と修理
- （１０）社内訓練、教育を計画的に実施する
- （１１）平素から連絡を密にし、情報共有に努める
- （１２）旅客へ安全に関する情報を提供する

■ 安全目標に対する達成状況

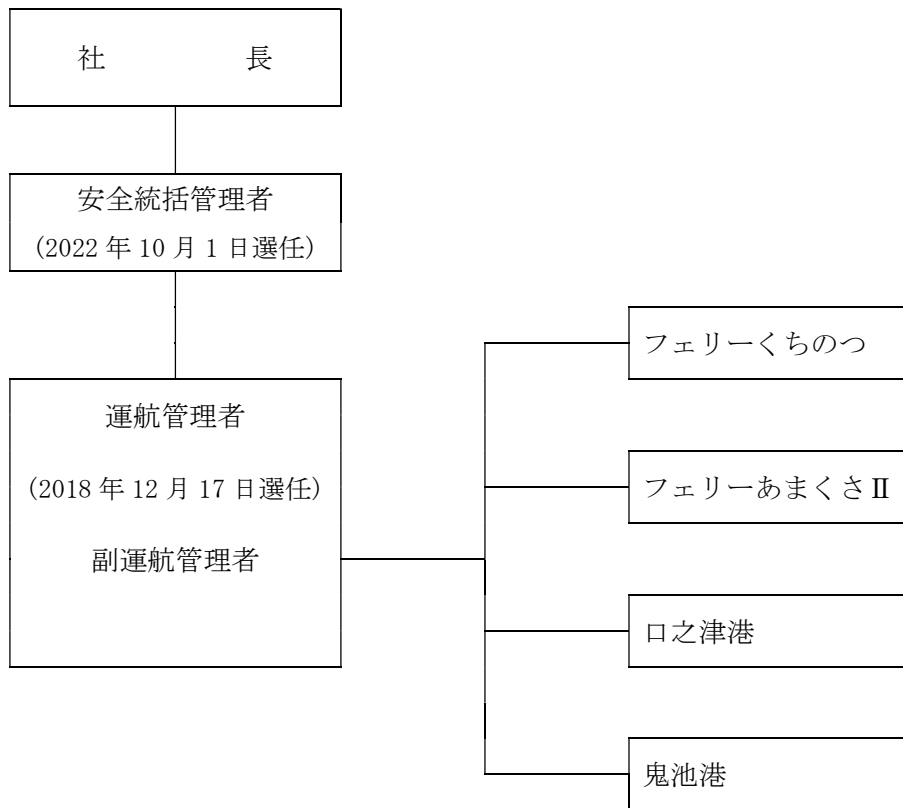
海難事故（重大事故）	０件
車両事故等のトラブル	３件
労働災害	０件

3. 安全管理体制

■ 安全管理組織

当社では、安全管理組織を構築し運用いたしております。この組織のなかで、社長が最高位で指揮し、安全統括管理者、運航管理者、その他の職員がそれぞれの責務を明確にし、安全確保の

ための役割を担っています。



各管理者他の役割

役 職	役割
社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (常 務 取 締 役)	輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する。
運 航 管 理 者 (船 舶 部 次 長)	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括をする。
副運航管理者 (船 舶 部 課 長)	運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する。
運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する。
船 舶 船 長	海上運航において人命・船舶・積荷等の安全を確保するための管理業務を統括管理する。
口之津・鬼池港	各港内及び陸上設備・係船設備等の輸送の安全を確保するための管理業務を行う。

4. その他安全運航に関する事項

■ 船舶保有数

フェリーあまくさⅡ 旅客定員：３５０名／総トン数：６２０トン
フェリーくちのつ 旅客定員：３５０名／総トン数：５４８トン

■ 安全に係る設備

① 救命設備

- ・救命胴衣 旅客定員３５０人に対し、救命胴衣大人用３５０着・小人用３６着・幼児用９着
- ・救命浮器 フェリーあまくさⅡ 固型式（２２人用） ８個
固型式（８人用） １個
フェリーくちのつ 固型式（２２人用） ８個
固型式（８人用） １個
- ・救命浮環 フェリーあまくさⅡ ４個
フェリーくちのつ ４個
- ・縄梯子 フェリーあまくさⅡ ３個
フェリーくちのつ ４個

② 無線設備

- ・国際ＶＨＦ無線
- ・携帯電話「楽天モバイル（通信回線は、ＮＴＴドコモ回線使用）」
- ・ＩＰ無線機（ＮＴＴドコモ回線使用）

■ 船舶検査の受検状況

フェリーあまくさⅡ ２０２４年６月受検（次回 ２０２５年６月）
フェリーくちのつ ２０２４年６月受検（次回 ２０２５年７月）

■ 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

フェリーあまくさⅡ 令和６年６月 ６日交付（有効期間：令和７年６月２３日まで）
フェリーくちのつ 令和６年６月２５日交付（有効期間：令和８年６月２４日まで）

■ 損害賠償保険に関する内容

- ・船客傷害賠償責任保険加入
補償内容 １名当たり １億円
１事故当たり １億円×船客定員数もしくは６００億円のいずれか低い額
保険加入期間 ２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日（２０２５年３月契約更新）

- ・自動車航送船賠償責任保険加入

補償内容 てん補限度額 フェリーあまくさⅡ 4, 270万円

フェリーくちのつ 4, 220万円

保険加入期間 2025年4月1日～2026年3月31日（2025年3月契約更新）

■ 運航の判断について

- ・船長と運航管理者は適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認める
とき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- ・運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件については、以下に定めるところによる。但し、
運航中止基準に達していない場合でも、運航に支障があると判断した場合はその限りではない。

運航中止基準

	風 速	波 高	視 程
出 港 の 中 止	1.5 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下
	上記条件の一に達していると認められるときは、出港を中止しなければならない。また、出港前において航行中に遭遇する気象・海象が上記条件に達するおそれがあるときは、出港を中止しなければならない。		
運 航 の 中 止	1.5 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下
	上記条件の事態が発生するおそれのあるときは、航行を中止し、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。また、上記条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は避泊措置をとらなければならない。		
入 港 の 中 止	1.5 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下
	入港予定地港内の気象・海象が上記条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し適宜の海域での錨泊その他の適宜な措置をとらなければならない。		

■ 事故・行政処分情報

過去5年間の海難事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき国へ報告した事故の件数）

2020年度 0件

2021年度 1件

2022年度 0件

2023年度 0件

2024年度 0件

5. 事業者情報

- 事業者名 島原鉄道株式会社
- 事業者のHPサイト <https://www.shimatetsu.co.jp/>
- 営業所の都道府県市町村名 口之津港 長崎県南島原市口之津町丙4358-6
鬼池港 熊本県天草市五和町鬼池5087
- 事業許可の種類 一般旅客定期航路事業

利用者及び地域の皆様へのお願い

当社では、この安全報告書をもとに輸送の安全確保に取り組んでおります。当社の安全への取組に対するご意見・ご要望をお聞かせください。

島 原 鉄 道 株 式 会 社 船 舶 部	
T E L	0 9 5 7 - 6 1 - 0 0 5 7
F A X	0 9 5 7 - 6 1 - 0 0 5 8
E - m a i l	s h i p @ s h i m a t e t s u . c o . j p
受 付 時 間	月曜日～金曜日 9：30～16：00（祝休日を除く）

又は、口之津港、鬼池港に設置いたしております『ご意見箱』をご利用ください。